

横浜市 ブロック塀等に関するご相談窓口一覧

1 ブロック塀等の除却・改善等に係る補助制度のご相談

ブロック塀等の改善にあたり、①～③のどの事業をご利用になれるか、事前相談でお答えいたします。

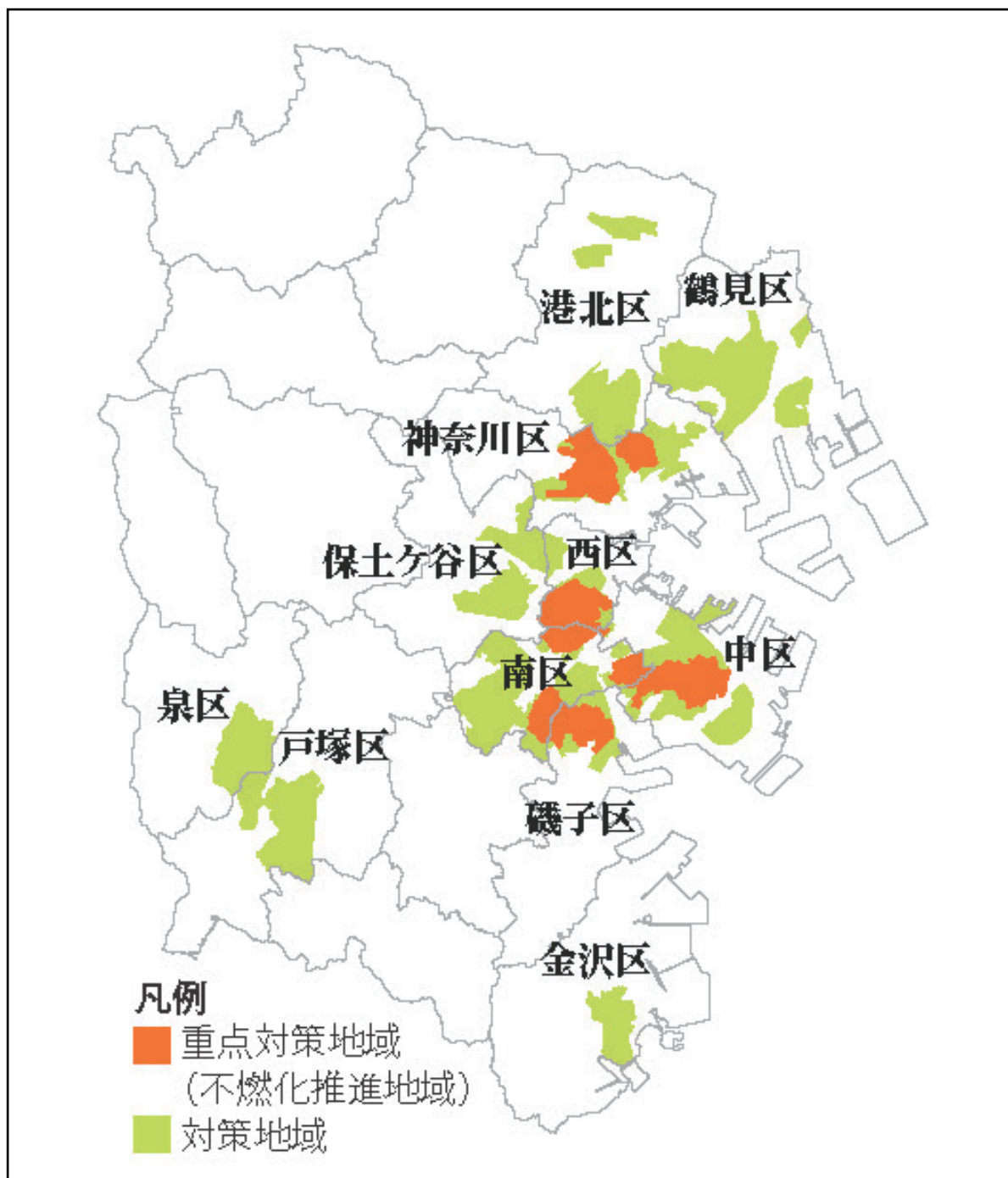
詳しくは、**建築局建築防災課 (045-671-2930)** までお問い合わせください。

<p style="text-align: right;">創設</p> <p>①道路等^{*1}に面するブロック塀等</p> <p>⇒ブロック塀等改善事業</p> <p>※1 建築基準法第 42 条第 1 項・第 2 項に規定する道路 及び 多くの方が通行する法第 43 条第 1 項ただし書の規定による空地(下記の「身近なまちの防災施設整備事業」又は「狭あい道路 拡幅整備事業」の対象となる場合を除く。)</p> <p>HP はこちら 又は <input type="text" value="横浜市 ブロック塀等改善"/> <input type="button" value="検索"/></p> <p>※平成 30 年第 3 回市会定例会において補正予算議決後、事業開始</p>	<p>建築局 建築防災課 (045-671-2930)</p>
<p>②重点対策地域・対策地域内^{*2}の道路^{*3}に面するブロック塀等</p> <p>⇒身近なまちの防災施設整備事業</p> <p>※2 下記()内の区の一部。詳細は裏面参照 (鶴見区・神奈川区・西区・中区・南区・保土ヶ谷区・磯子区・ 金沢区・港北区・戸塚区・泉区)</p> <p>※3 建築基準法第 42 条第 1 項に規定する道路</p> <p>HP はこちら 又は <input type="text" value="横浜市 身近ブロック"/> <input type="button" value="検索"/></p>	<p>都市整備局 防災まちづくり推進課 (045-671-3595)</p>
<p>③狭あい道路^{*4}に面するブロック塀等^{*5}</p> <p>⇒狭あい道路拡幅整備事業</p> <p>※4 特に拡幅が必要として横浜市が指定した幅員4m未満の道路。 ※5 道路中心から2mの範囲にあるブロック塀等の除去や移設が対 象となります。</p> <p>HP はこちら 又は <input type="text" value="横浜市 狭あい道路"/> <input type="button" value="検索"/></p>	<p>建築局 建築防災課 狭あい道路担当 (045-671-4544)</p>

2 ブロック塀に関する一般的なご相談ならびに窓口のご案内

建築局 情報相談課 (045-671-2953)

※2 重点対策地域・対策地域(②の補助対象地域)



※ 詳細な補助対象地域はこちら(町丁目リスト)をご覧ください。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/bousaimachi/machihune/midika/midikachiku.pdf>